解散公告

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

香川県高松市香西南町五二〇番地五

有限会社クライム

清算人　園中　徳子

解散公告

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

北九州市若松区浜町一丁目八番二号

有限会社新生興業

清算人　松永　一光

解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

宮崎県日南市大字東弁分甲九四九番地一

後藤建設有限会社

清算人　後藤　良則

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年九月十五日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

埼玉県加須市本町一四番一八号

協同組合加須エルピーガス保安センター

代表清算人　岩井　龍一

解散公告（第一回）

当社は、平成十四年十二月三日旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

東京都葛飾区奥戸七丁目一五番一六号

株式会社橋本毛皮店

代表清算人　橋本　彰子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

神奈川県横浜市中区山手町二二二―一三

特定非営利活動法人めばえ

清算人　松本　晋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日定款の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

神奈川県海老名市上今泉二丁目九番一七―一号

特定非営利活動法人電彩アート普及協会

清算人　山田みち子

解散公告（第二回）

当組合は平成二十三年十月十七日大和市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

神奈川県大和市下鶴間七一六番地

大和市下鶴間松の久保土地区画整理組合

清算人代表　目代　允信

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年十月十九日富山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

富山県黒部市三日市七二五番地

黒部市土地開発公社

代表清算人　中谷　延之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

愛知県豊川市千両町小路八の四番地

財団法人千両教育振興会

代表清算人　宇野　芳孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

滋賀県栗東市川辺三九〇―一栗東市民体育

社団法人栗東市体育協会

代表清算人　小林　芳夫

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年九月三十日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

島根県出雲市斐川町荘原二一七二番地

斐川町土地開発公社

代表清算人　勝部　勝明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月二十八日福島県知事の認可を得て理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

福島県会津若松市高野町大字上高野字村内一二七番地

学校法人みづほ幼稚園

清算人　鈴木　晧之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

大阪府茨木市大住町三番二〇号

特定非営利活動法人茨木市障害者生活支援センターすてっぷ21

清算人　伊良原淳也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月十二日和歌山県知事の承認により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月九日

和歌山市西浜三丁目八番四九号

財団法人真美育英会

代表清算人　神前美津男

配当公告

愛知県名古屋市千種区若水二丁目三番二五号

破産者　トヨフジ石油株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一六九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三一一、一一七、三五九円

一、配当をすることのできる金額

金一〇、三三五、六三七円

平成二十三年十一月九日

名古屋市守山区中新一〇―八シャンボール小幡二階B号　破産管財人　岩月　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道千歳市朝日町一丁目七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　瀧澤　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月九日

事務所札幌市中央区北二条西一〇丁目一―六アーデンコート植物園七〇一松倉康仁法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松倉　康仁